

※「研究開発助成金」、「人材育成助成金」共通の追加点です。

助成対象

この助成金の交付は、次の条件を備えているものを対象とします。

対象者

九州・山口地域に本社または研究開発拠点がある中小企業者、小規模企業者、個人事業者。

※中小企業基本法に定める「中小企業者」、「小規模企業者」。中小企業者で製造業の場合は資本金3億円以下又は従業員300人以下です。

原則として、**創業後10年以内**または**新事業進出後10年以内**であること。

業種は問いません。全ての業種が助成対象者です。

新技術、新製品等の研究開発及び企業化を実施しようとする**具体的計画**を持っているもの。

※企業化とは、助成対象事業で得られた成果（新技術、新製品等）を他へ販売することを目的に製品化、商品化、企業化することをいいます

◇追加した点は二重下線の部分です。

- 「小規模企業者」の追加
- 「業種は問いません。全ての業種が助成対象者です。」の追加